海外デスク・エージェントセールス業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和８年４月
北杜市 産業観光部 観光課

目次

１　目的 ・・・

１　目的

北杜市（以下「市」という。）では、タイ、ベトナム及び台湾市場をターゲットに観光情報発信を実施することで、本市への観光誘客を図っている。

この取組の一環として、現地旅行会社等へのセールスコールや情報収集等を実施することで、旅行者等へ効果的に露出を増やし認知度の向上及び更なる誘客促進を図る。

なお、本業務の遂行に当たっては、事業者によって多様な手法が提案されることが期待されるとともに、豊富な実績や様々な分野とのネットワーク、高度なノウハウを有することなどが必要となることから、委託業者については、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

２　業務の概要

（１）　業務名称

海外デスク・エージェントセールス業務委託

（２）　業務内容

業務内容は、別添仕様書に定めるとおりとする。

（３）　業務の履行期限

契約締結日の翌日から令和９年３月１７日（水）まで

（４）　契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（５）　委託見積限度額

１，６５０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　応募者の資格要件

（１）　応募資格

本プロポーザル方式に応募できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

なお、北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領（平成２４年告示第１号。以下「要領」という。）第４条に規定する北杜市入札参加者名簿の登録の有無については、広く提案を求めたいという観点から、適用しないものとする。

ア　地方自治法施行令（平成２２年政令第１６号）第１６７条の４（同令第１６７条の１１において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。

イ　北杜市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成２６年告示第９８号）に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同法第２条第６号に規定する暴力団員その他これに類する反社会的組織又はその構成員（以下「暴力団等」という。）である者でないこと。

エ　国税及び地方税を滞納していないこと。

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

カ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過していない者でな

いこと。
キ　プロポーザル実施前６か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
ク　事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

（２）　応募に当たっての留意事項

ア　応募のために要する一切の費用は、応募者の負担とする。
イ　緊急時において、やむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
　なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
ウ　提出書類の作成に当たっては、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位を使用すること。
エ　提出書類は一切返却しないものとし、審査以外の目的に使用しない。
オ　提出された書類の追加、差し替え、訂正等はできない。
カ　提出された書類に係る著作権は応募者に帰属する。
　ただし、受託者に選定された者が作成した事業提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
キ　提出書類の公開については、北杜市情報公開条例（平成１６年条例第１２号）に基づき処理する。
ク　事業提案書の提出は、１者につき１案とする。

（３）　応募の辞退

　書類の提出後、募集手続きの途中で辞退する場合は、北杜市の休日を定める条例（平成１６年条例第２号）に指定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除き、午前９時から午後５時までの間において、あらかじめ来庁日時を電話で連絡の上、辞退届（任意様式１部）を応募先に提出すること。

（４）　応募の無効

　次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。
ア　応募に必要な資格が無い者がした応募
イ　提出書類に虚偽の記載がある場合の応募
ウ　その他応募に関する条件に違反した応募

（５）　情報公開及び提供

　市は、提出された事業提案書等について、北杜市情報公開条例（平成１６年条例第１２号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
　ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
　なお、本プロポーザルの候補者決定前において、決定に影響が生じる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

４　契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表１のとおりとする。

ただし、市の休日には、受付等は行わないものとする。

表１　契約締結までのスケジュール

実施内容	時　期
公募期間	令和８年４月２２日(水)～令和８年５月２５日(月)
質問書の受付	令和８年５月　８日(金)午後５時まで
参加表明書の提出	令和８年５月２０日(水)午後５時まで
事業提案書等の提出	令和８年５月２５日(月)午後５時まで
書面審査	令和８年５月２６日(火)
書類審査結果通知	令和８年５月２７日(水)
プレゼンテーション審査	令和８年５月２８日(木)
選定結果通知	令和８年５月２９日(金)
契約締結(予定)	令和８年６月　８日(月)

５　質疑応答

（１）　受付方法

参加表明に係る書類（以下「参加表明書類」という。）を提出した者で、本実施要領の記載事項に関して質問がある者は、次の受付期間内に質問書（様式第８号）を提出すること。

なお、提出方法は、ＦＡＸ、持参、郵送、電子メールとする。

※ＦＡＸ、電子メールにより提出した場合は、送付した旨の連絡を行うこと。

（２）　受付期間

令和８年４月２２日（水）から令和８年５月８日（月）午後５時まで（市の休日を除く。）

（３）　質疑に対する回答

最終回答期限　令和８年５月１３日（水）

※質疑に対する回答は、受付の翌日から起算して３日以内（市の休日を除く。）に、市ホームページにおいて回答する。

※本業務に直接関係のある質問のみに回答するものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

６　資格審査及び事業提案書の提出

（１）　参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書類の提出期限をもって行い、参加資格がないと認めた場合には、書面とメールで通知する。

（２）　資格審査及び事業提案に必要な書類

ア　応募者は、次に掲げる書類を応募先へ提出すること。

イ　期日までに必要書類が整わない場合は、受付できないものとする。

①　参加表明書類

書　　類　　名	提出部数	備考
参加表明書（様式第１号）	１部	
会社概要書（様式第２号）	１部	既存パンフレット等の添付
業務実績調書（様式第３号）	１部	過去５年間における本業務と同様の業務実績の成果が確認できる資料等の添付可
誓約書（様式第４号）	１部	
役員名簿（様式第５号）	１部	
印鑑証明書の原本又は写し	１部	３か月以内に発行された証明書
履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は身分（身元）証明書）の原本又は写し	１部	３か月以内に発行された証明書
国税に未納がない証明書の原本又は写し	１部	３か月以内に発行された証明書
都道府県税に未納がない証明書の原本又は写し	１部	３か月以内に発行された証明書
区市町村税に未納がない証明書の原本又は写し	１部	３か月以内に発行された証明書
財務諸表の写し	１部	直近の決算

〇参加表明書類の提出

・受付期間：令和８年４月２２日（水）から令和８年５月２０日（水）午後５時まで

※持参の場合は、市の休日を除く午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

・提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着のこと。）

② 事業提案申込みに必要な書類（以下「事業提案書等」という。）

書　　類　　名	提出部数	備考
事業提案書（様式第６号）	正本１部 副本９部	
企画提案書（任意様式）	１０部	仕様書に定める委託業務内容に係る各種手法等について簡潔に記載すること。
業務実施体制調書（様式第７号）	１０部	業務実施体制、分担業務、業務責任者及び主担当者経歴について記載すること。 なお､業務責任者及び主担当者は、本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで原則として変更できないものとする。

見積書（任意様式）	正本１部 副本９部	事業費総額を明記し、内訳書を添付すること。 消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。

〇事業提案書等の提出

・事業提案書等の作成は、原則Ａ４判とし、両面カラー印刷、文字サイズ１２ポイント以上（図、表、画像は除く。）、用紙の左右上下２０㎜以上の余白を設定し、ページ番号を付すこと。Ａ３版を使用する場合は折綴じとすること。

・提出期限：令和８年５月２５日（月）午後５時まで

※持参の場合は、市の休日を除く午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は、期限内に必着とする。

・提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着のこと。）

7　優先交渉権者選定の手続

（1）　審査委員会の設置

優先交渉権者の選定に当たり、「海外デスク・エージェントセールス業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

（2）　選定方法

審査委員会は、「表２　審査項目及び配点」に基づき総合的に審査し、選定を行う。

なお、事業提案申込者が３者以内の場合、書面審査とプレゼンテーション審査を同時に実施するものとする。この場合の審査実施時期は、プレゼンテーション審査の実施時期とする。

ア　書面審査

提出された事業提案書等について、各審査項目における審査基準に基づき書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（上位３者以内）を選定する。

なお、審査結果については、事業提案書を提出した提案者全員に対して書面で通知する。

（ア）　書面審査実施時期：令和８年５月２６日（火）

（イ）　書面審査結果通知：令和８年５月２７日（水）

イ　プレゼンテーション審査

書面審査で選定された対象者に対し、各審査項目における審査基準に基づき事業提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

審査委員会は個別に実施し、非公開とする。

（ア）　プレゼンテーション審査実施時期：令和８年５月２８日（木）

（イ）　選定結果通知：令和８年５月２９日（金）

（3）　プレゼンテーション審査の出席者

業務担当者を含め３名までの同席とし、説明は主たる業務担当者が行うこととする。

（4）　プレゼンテーションに要する時間

おおむね３０分（説明２０分、質疑応答１０分）とする。

（５） 説明資料等

提出された提案書に基づき説明を行うこととし、新たな資料の提示は認めない。

ただし、提案書に記載された図表等の拡大や、提案書の記載内容を整理した資料の提示及びプロジェクターでの投影（パソコンの使用)は認める。

※プロジェクターを使用する場合にはパソコン（ＨＤＭＬ出力できるもの。）を持参すること。プロジェクター及びスクリーンは、市において用意する。

（６） 順位の決定方法

審査委員会の各委員が「表２ 審査項目及び配点」に基づき総合的に審査し、審査項目の点数を合計して、合計点が高い順に順位を付し、第１位とされた数が最も多い提案者を第１位とし、次点を第２位とする。

第１位とした提案者が複数いた場合には、審査委員の評決により選定する。

（７） 優先交渉権者の選定

「（６）順位の決定方法」で定める順位の決定方法により最終的に第１位となった者を優先交渉権者とし、第２位となった者を次点とする。

なお、参加者が１者の場合については、提案者に対する審査委員による審査項目の点数の合計が平均６０点以上であれば、本実施要領を満たすものと判断し、その参加者を優先交渉権者として選定する。

表２ 審査項目及び配点

審査項目		審査基準	配点
企業評価（業務経歴）	事業実績	過去５年間の業務受注実績から見て、確実に本業務を遂行できる能力を有しているか。	１５点
	実施体制	業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、業務が適切に実施できる体制が整っているか。	１５点
提案内容	業務内容の理解度	業務の目的・内容について十分に理解しているか。	１５点
	提案内容の独創性	提案内容に独創性がみられ、且つ説得力を有しているか。	１５点
	提案内容の的確性	提案内容が具体性、妥当性を伴っているか。	１５点
	業務遂行の確実性	作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものになっているか。	１５点

	見積価格	審査点＝配点×(全参加者内最低提案見積価格／提案見積価格)小数点第２位以下切り捨て	１０点

合計１００点

８　審査結果の通知及び公表

（１）　審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対し、結果通知書により通知する。

なお、提案者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

（２）　審査結果の公表

審査結果については、市ホームページにより公表する。

９　失格要件

次のいずれかに該当する場合は、審査委員会において審査の上、失格とする。

（１）　本要領３　応募資格要件の規定に該当しない場合

（２）　提出期限までに提案書等が提出されない場合

（３）　提出書類等に虚偽の記載があった場合

（４）　審査の公平性を害する行為があった場合

（５）　その他、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

１０　契約の締結

契約の締結に当たっては、優先交渉権者と市の間において業務内容及びスケジュールを協議の上、仕様書を確定するものとする。

なお、契約書には個人情報取扱特記事項を付するものとする。

このとき、提案書に虚偽の記載が判明した場合は、優先交渉権者としての権利を失う。

その際は、次点者と交渉を行うこととする。

【問合せ及び応募書類提出先】

〒４０８－０１８８

山梨県北杜市須玉町大豆生田９６１－１

北杜市 産業観光部 観光課 観光振興担当

電話：０５５１－４２－１３５１　FAX：０５５１－４２－５２１６

E-mail：kankou@city.hokuto.yamanashi.jp